

ガス及び電力の適正な取引の確保に係る
業務改善指導について
(必要な措置の報告)

中部電力ミライズ株式会社
2024年(令和6年)8月23日

- (1) 他のガス小売事業者又は小売電気事業者と共同して不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項に定める不当な取引制限をいう。）及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他のガス小売事業者又は小売電気事業者との間でガス又は電気（卒FIT買取を含む。）の料金若しくは価格又は営業方針に関する情報交換を行わないこと。
- (2) 今後、上記（1）の行為をしないよう、2023年7月14日付けで経済産業大臣が電気事業法第2条の17第1項の規定に基づき行った業務改善命令を受けて策定した改善計画及び本日付けで経済産業大臣がガス事業法第20条第1項の規定に基づき行った業務改善命令を受けて策定する改善計画を確実に実施すること、当該各改善計画に基づき実施する取組みを上記1.の内容を踏まえたものとする等、必要な措置を講ずること。

回 答

1 事案の内容等

- ・本事案は、当社が、公正取引委員会より、中部地区における家庭用の都市ガス供給等および再生可能エネルギーの固定価格買取制度による電気の買取期間満了後の電気の買取に関して、独占禁止法第3条の規定に違反するおそれがあるとして、今後このような行為を行わないよう警告を受けたことを踏まえ、貴委員会より業務改善指導を受けたものである。
- ・貴委員会からは、業務改善指導の理由として、当社が当該警告を受けたことは、ガス事業および電気事業の健全な発達に対する信頼を損なうおそれがあるものであり、当社において、法令等遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分であった、経営者の法令等遵守に関する認識は十分でなかったとの評価を受けている。
- ・当社は、2023年4月7日および2024年3月4日に、それぞれ、従来より実施してきた独占禁止法遵守に向けた取組みをさらに強化する「コンプライアンス徹底策」およびその「強化策」を公表し、これを着実に実施しているほか、2023年3月30日および2024年3月4日に発出された公正取引委員会の排除措置命令ならびに2023年7月28日に公表した「改善計画」（以下「2023年度改善計画」という。）に基づき、複数の再発防止措置を実施しているところであり、更に、本日公表した「改善計画」（以下「2024年度改善計画」という。）を着実に実施することで、引き続き、営業活動に従事する役員・従業員のコンプライアンス意識のたゆまぬ向上や、より良い組織風土づくりに取り組んでいく。

2 2023年度改善計画および2024年度改善計画の内容とその実施状況について

(1) 改善計画に関する内部的な監査

- ・改善計画の実施状況については、以下に述べる取組みを通じて内部的な監査を実施している。
- ・2023年度において、内部監査部門によって、ガス小売事業者および小売電気事業者を含む競争関係にある他の事業者との接触に関するルールの運用状況および運用強化に向けた施策の実施状況について内部監査が行われている。また、2024年度上期においては、独占禁止法に関する研修の対象者拡大等について内部監査が行われる予定である。
- ・法務担当者による定期的な監査として、2023年度上期より、半期に1回、交際費の実績がある全ての部署を対象として、会計実績データ・交際費管理表・接触申請を突合せさせた結果について、独占禁止法違反の疑いがあるものに主眼を置いてサンプルを抽出し、会計伝票・証拠書類・開催通知・相手方とのメール等の客観資料の確認とヒアリングを行うことに加え、各年度に1回、従業員に対して、他社との接触状況や独占禁止法遵守・コンプライアンス意識の浸透度、独占禁止法違反のおそれのある行為の有無に係るアンケートを実施している。
- ・そのうえで、第三者による定期的な監査として、2023年8月以降、半期に1回、ガス小売事業者および小売電気事業者を含む競争関係にある他の事業者との接触状況等を踏まえつつ、監査対象者をサンプル抽出し、利害関係を有しない弁護士により、独占禁止法の遵守状況や違反の兆候の有無についてヒアリングを実施している。また、法務担当者等が実施する定期的な監査の中で、独占禁止法の遵守に係る疑義等が発見された場合には、都度、速やかに上記の利害関係を有しない弁護士に報告し、必要があれば、弁護士自らがヒアリング等の監査を行っている。

(2) 外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組み

- ・取締役会の下部機関として、2023年9月に、代表取締役および常勤監査役に加え、外部人材として3名の社外弁護士を構成員とする「改善計画モニタリング会議」を新たに設置したうえで、半期に1回、上記(1)で述べる法務担当者による定期的な監査の結果を含む2023年度改善計画の実施状況や内部監査部門が行った内部監査結果を同会議に報告している。同会議からは、同計画の実施状況や実効性に係る評価を受けるとともに、必要な見直しに係る助言を受け、その結果を取締役に報告している。
- ・同会議において、2024年度改善計画に対しても同様のモニタリングを実施するものとし、同会議からの助言に係る対応については、次回の同会議で報告することで継続的な改善を図っていく。

(3) 競争関係にある他のガス小売事業者および小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事

後の統制を機能させる仕組み（当該ルールに違反した場合の取り扱いを定めることを含む。）

- ・ガス小売事業者および小売電気事業者を含む競争関係にある他の事業者との接触に関するルールとして、2021年2月に「競合他社との接触に関する規程」を制定（同4月に施行）しており、役員・特別役付職員が競合他社の役職員と接触することを原則として禁止したうえで、役員・特別役付職員が競合他社の役職員と接触しようとする場合には、接触の目的、理由（必要性）、議題、出席予定者等を事前に申請し、法務担当者等の承認を得る取扱いとしている。また、接触者には、接触終了後、直ちにその内容を報告させている。当該ルールに違反した場合の取り扱いについては、競合他社との接触に関する規程において役員および従業員に対する処分を定めており、加えて従業員により明確に示すために2024年6月に就業規則においても懲戒の対象となる旨を定めている。
- ・なお、上記規程については、役員・特別役付職員のみを対象としていたところ、2023年9月、その対象を、一般役付職以下の従業員を含む全ての役職員に拡大している。
- ・また、2023年4月、役職員による競合他社との懇親会等の原則禁止を改めて周知徹底したうえで、業務を遂行するうえで真にやむを得ない場合には、社長による事前承認を得た場合に限り実施可能としたうえで、実施後の報告を必須とするよう、運用を見直している。

（4）社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリングを行う仕組み

- ・当社における意思決定機関である取締役会や、社長・本部長等で構成する経営執行会議については、法務部署の長が出席しており、法令遵守の観点からモニタリングを実施している。
- ・また、その他の会議においても競争に関する議題を扱う場合は、2023年8月より、法務部署の長が出席し、法令遵守の観点からモニタリングを実施している。

（5）ガス小売事業の競争に関する継続的な研修等

- ・電気事業法、ガス事業法をはじめとする各種法令の知識やコンプライアンス意識の定着のため、社外弁護士または法務担当者による研修・教育等を定期的に開催しており、今後も着実に実施していく。
- ・特に、競争（独占禁止法）に関する研修・教育等については、次のとおりである。

（i）研修の概要

① 社外弁護士による独占禁止法講演会

- ・社外から招いた弁護士を研修講師とする独占禁止法講演会を各年度につき1回

実施することとしている。2023年度は排除措置命令に基づくものを含み、2023年6月および2024年1月の2回、2024年度は排除措置命令に基づくものを2024年5月に1回、それぞれ実施済みである。

- ・ 不当な取引制限の未然防止に向けて各人が留意すべき事項を中心に、独占禁止法遵守に関する内容について説明を行う。

② 法務担当者による「独占禁止法遵守マニュアル」を用いた教育

- ・ 社内の法務担当者を研修講師とし、当社の定期異動後のタイミングで各年度につき1回実施することとしており、2023年度は2023年8月に実施している。
- ・ 独占禁止法に関する概要および独占禁止法上問題となりうる行為についてその事例等も交えて当社の営業実務担当者向けに解説した「独占禁止法遵守マニュアル」を用いて、その内容の説明を行う。

(ii) 競争関係にある他のガス小売事業者または小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと

① 社外弁護士による独占禁止法講演会

- ・ 社長、業務執行取締役、常勤監査役、本店・地域各本部長、その他全従業員を対象としている。

② 法務担当者による「独占禁止法遵守マニュアル」を用いた教育

- ・ 中途採用、定期異動等により直近の1年間で新たに営業活動に従事することとなった者を対象としている。
- ・ なお、当社は、これまでも直近の1年間で新たに営業活動に従事することとなった者に対し、当社の定期異動後のタイミングで独占禁止法遵守マニュアルを用いた研修を実施しており、これを継続する。

(iii) 対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする

- ・ 各研修については、社内システムを用いる等して受講率を把握し、その実効性を確認している。
- ・ また、研修受講後、適宜、理解度チェックテストを実施して知識およびリスク認識の向上を図っているほか、独占禁止法遵守についてコミットすることとし、違反した場合は社内規程に基づく処分対象となる旨を周知している。

(6) 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リニエンシー制度）及び内部通報制度

についての役職員に対する継続的な周知徹底

- ・独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱い（社内リネンシー制度）を定める規程として、2023年5月に「独占禁止法違反行為等への処分および調査協力に関する規程」を制定し、同年6月に施行している。同規程に定める内容は下記のとおりである。
 - ①独占禁止法に違反する行為またはそのおそれがある行為（以下「違反行為等」という。）を行った者は処分の対象となる。
 - ②違反行為等の自主申告窓口を設置することとし、従業員が自己の関与する違反行為等について自主申告したうえで会社が行う調査・是正措置および公取委等による調査に全面的に協力した場合は、自主申告を行ったこと、自主申告の内容および当該調査等への協力内容等を総合的に勘案のうえ、従業員に対する懲戒処分を減免する。
 - ③ 役員が違反行為等を行った場合は、ただちに自主申告するとともに、会社が行う調査・是正措置および公取委等による調査に協力しなければならない。この自主申告については、処分の減免対象とはならない。
- ・同規程については、同様の規程を制定・施行した中部電力CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）名で全ての従業員等に周知するとともに、社内イントラネットにおいて閲覧可能な状態としている。
- ・「独占禁止法違反行為等への処分および調査協力に関する規程」による制度（社内リネンシー制度）および内部通報制度についての役職員を含む全従業員に対する周知は、メールマガジンなどで行っており、今後も継続していく。

3 2023年度改善計画および2024年度改善計画に基づく取組を本事案を踏まえたものにする事等、必要な措置を講ずること

- ・2023年度改善計画および2024年度改善計画に基づく取組は、上記2記載のとおり、当社における法令等遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制、経営者の法令遵守に関する認識等について広く改善を図る内容であり、本事案を踏まえ必要な対応を含むものと考えており、これら改善計画を今回の業務改善指導における必要な措置とする。

以上